

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 28 日

安芸高田市長 石丸 伸二

財産の取得について

安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 216 号)第 3 条の規定により、次のとおり物品売買契約を締結することについて、議会の議決を求める。

- |           |   |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的  | 職員業務用パソコン購入   |
| 2. 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3. 契約の金額  | 39,567,000 円  |
| 4. 契約の相手方 | 住 所 広島県広島市南区段原南 1-3-53<br>氏 名 扶桑電通株式会社 中国支店<br>代表者 常務執行役員支店長 山田 均 |